

これからの乳幼児健診

小枝 達也

国立成育医療研究センター こころの診療部

平成30年5月11日「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」、いわゆる次世代医療基盤法が施行された。その一環として乳幼児健康診査においても、主要となる項目については、IT化をして集約し、その情報を小児保健の充実に役立てるという方向性が定まった。具体的には、IT化により地域格差を把握しやすくして是正する、ビッグデータとして活用するなどが期待される。

IT化するためには診察の項目が全国で統一していることが必須で、それが「標準的な乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」作成の動機となっている。全国津々浦々まで、基本となる項目については同じ判断基準で有所見とし、その後の対応についても統一することになる。そのためには小児を専門とする医師でなくとも所見が取れて判断ができるというマニュアルが求められる。今回はそれを目指した。作成にあたっては、眼科、耳鼻科、整形外科などの専門診療科の医師にも加わっていただき、日本小児医療保健協議会の健康診査委員会にて了承していただいた。

実際に使用して実用に耐えうるか、無理や無駄はないかなどを検証しているところである。厚生労働省によれば2020年にはIT化を開始するらしいので、作業を急ぐ必要がある。